

基山町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において、基山町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その移住支援金については、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（第3条において「県実施要領」という。）、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号。第10条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が本町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 移住 転入し、生活の本拠を本町に移すことをいう。
- (3) 定住 転入し、5年以上、継続して居住することをいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (5) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する情報サイトをいう。
- (6) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件を満たす者とし、さらに、世帯として申請をする場合にあつては第4号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

転入日の直前に、連続して5年以上東京23区内に在住していたこと、又は転入日の直前に、連続して5年以上東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、転入日の3か月前の時点において、連続して5年以上雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区内の企業等を辞めてから、転入日までの間に、東京23区外であつて佐賀県以外の都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原

則として除く。)

イ 転入に関する要件

(ア) 令和元年10月1日以降に転入していること。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、本町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 外国人にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 就業に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している就業先への就業であること。

ウ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 移住支援金の申請日から5年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 移住支援金の申請日以前1年以内に佐賀県が県実施要領に従い実施する地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金（第5条及び第9条において「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、単身として申請する場合にあっては60万円、世帯として申請する場合にあっては100万円とする。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、基山町移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(様式第2号)又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- (2) 本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等のいずれか)の写し
- (3) 第3条に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請は同一世帯において1回限りとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町移住支援金交付決定通知書(様式第3号)又は基山町移住支援金交付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた者は、基山町移住支援金請求書(様式第5号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

(交付手続の特例)

第10条 規則第11条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第12条の補助金等の額の確定通知は省略するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。